

改正地方制度資料 第一卷

日本図書センター

凡 例

- 一、本書は、一九四七～一九五五年に刊行された『改正地方制度資料』（全11冊）を底本とし、全2回配本、全14巻で復刻するものである。
- 一、第1回配本の底本は以下の通りである。
 - 第1巻 内務省編『改正地方制度資料 第一部』内務省、一九四七年
 - 第2巻 内務省編『改正地方制度資料 第一部』内務省、一九四七年
 - 第3巻 内務省編『改正地方制度資料 第二部』内務省、一九四七年
 - 第4巻 内務省編『改正地方制度資料 第三部』内務省、一九四八年
 - 第5巻 内務省編『改正地方制度資料 第四部』内務省、一九四八年
 - 第6巻 地方自治庁編『改正地方制度資料 第五部』地方自治庁、一九五二年
 - 第7巻 地方自治庁編『改正地方制度資料 第六部』地方自治庁、一九五二年
- *第1・2巻は、『改正地方制度資料 第一部』を分冊したものである。
- 一、復刻は、それぞれの底本の扉から裏付までを厚手で収めた。
- 一、本書中の印刷不鮮明な箇所や明らかな誤植と思われる箇所がある場合も、底本通りとした。
- 一、本書中に不適切な表記がある場合も、学術資料としての性格上、底本通りとした。

改正 地方制度資料 第一部

四、本資料の刊行に際して、大村前内務大臣及び榎原前内務大臣より序文をいただいた。特に記して深甚の謝意を表する次第である。

昭和二十二年十月十日

内務省地方局長 林 敬 三

改正地方制度資料 第一部

目 次

- 一、第九十回帝國議會に於ける東京都制の一部を改正する法律案外四件の議事經過概要
(昭和二十二年七月二日) 一
- 二、衆議院の本會議に於ける議事經過(昭和二十一年七月五日、昭和二十一年七月六日、昭和二十一年七月九日) 二
- 三、衆議院の東京都制の一部を改正する法律案外四件に関する委員會に於ける議事經過
(昭和二十一年七月十日、昭和二十一年八月三十日) 一六
- 四、衆議院の本會議に於ける議事經過 八二
- 五、貴族院の本會議に於ける議事經過(昭和二十一年九月三日) 八四
- 六、貴族院の東京都制の一部を改正する法律案外三件に関する特別委員會に於ける議事經過
(昭和二十一年九月四日、昭和二十一年九月十八日) 八五
- 七、貴族院の本會議に於ける議事經過(昭和二十一年九月二十日) 一〇一
- 八、地方制度改正に関する内務大臣談 一一四

九、其他の参考資料	二
(イ) 地方制度改正委員会提出資料	一一五
(1) 其の一	一一五
(2) 其の二	一一五
(ロ) 地方制度改正関係差辨資料	一一六
	一一四

一、東京都制の一部を改正する 法律案外四件の議事経過概要

昭和二十二年七月二日 東京都制の一部を改正する法律案外三件を第九十回帝國議會衆議院に政府より提出した

七月四日 衆議院議員選舉人名簿の臨時特例に関する法律案を衆議院に政府より提出した。

七月五日 衆議院本會議

七月六日 "

七月九日 東京都制の一部を改正する法律案外三件は委員會に付託された。

七月十一日 衆議院本會議
衆議院議員選舉人名簿の臨時特例に関する法律案は、東京都制の一部を改正する法律案と同委員會に付託された。

八月三十一日 衆議院本會議において東京都制の一部を改正する法律案外

四件は委員長の報告をも議決確定し衆議院より修正案に政府提出案を添えて貴院に送付された。

九月三日 第九十回帝國議會貴院において、東京都の一部を改正する法律案外四件は特別委員會に付託された。

九月二十日 可決
裁可を奏請

九月二十七日 東京都制の一部を改正する法律第二十六號公布
市制の一部を改正する法律第二十八號公布
町村制の一部を改正する法律第二十九號公布
府縣制の一部を改正する法律第二十七號公布
衆議院議員選舉人名簿の臨時特例に関する法律第三十號公布

スルガ、ソレニ對スル御意見ヲ承リタイト思ヒマス

○郡政府委員 是ハ必要ナコトト存ジマス、實際ノ地方々
 スニ就キマシテ、今後自治ヲ發達出來スルヤウナ義務ヲ
 作リマス意味ハヒニ於キマシテ、十分調査ヲ遂ゲマスル
 シ、左様ナ方向ニ府縣廳ヲ各屬シテ參リタイト思フテ居
 マス

○早稻田委員 次ハ地方ノ住民ノ權利ト義務トニ付テ伺ヒ
 タイト存ジマス、本改正法案ヲ披覽致シマス、權利ヲ認
 メ、義務ヲ輕視シ過ギテ居ルヤウナ感アルノデアリマ
 ス、近次民主主義ヲ願キ運ヘテ、徒ラニ權利ノミヲ主張シ、
 自治体ノ運轉秩序ヲ紊シ、幾多ノ障礙ヲ醸成シテ居ルヤウ
 ナモノモアリマス、自治政治ハ決シテ決ノ力ヲ理痛ノミテ
 ハ運営ノ出來スモノデアリマシテ、住民相互ノ道義ヲ基調
 トシ、義務ト責任トノ融合理解ニ依ラテ、健全且ツ円滿ナ
 ル發達ガ出來ルト存ジマス、然ルニ本法ハチウシテ權利ヲ
 認メ過ギテ、義務ヲ認メナイヤウナ感ガアリハシナイカ、
 此ノ點ニ對スル御見解ノ伺ヒマス

○郡政府委員 何レノが病ニ付キマシテモ、義務ト權利ト
 ハ相表裏ヲナシテ居ルモノデアリマスルガ、負擔等ニ付キ
 マシテハ是ハ明瞭ニ義務ノ両方強ク出テ參ル譯子アリマ
 ス、併シソレ以外ニ此ノ度住民ノ基本的權利トシテ列舉
 シマシタモノハ、何レモ此ノ之ニ付キマシテ義務トシテノ

表現ハ致シテ居リマセヌケレドモ、正當ニ之ヲ執行シ、禮
 リニ之ヲ執行スベカラザル義務ト云フモノハ、當然ソレ
 ノノ基本的權利ノ内容ニ含まレテ居ルコトデアリマス
 是ハ法律ニ左様ニ表現ニナツテ居ラス權利ノ面カラ書イテ
 居ルト致シマシテモ、勿論其ノ趣旨ノ徹底ト云フコトハ、
 十分圖ツテ參リタイト存ジテ居リマス

○中島委員長 本日ハ此ノ程度ヲ散會致シマス、次ノ會ハ
 明後二十六日午前十時ヨリ閉會致シマス
 午後三時五十六分散會

(第七回)
 昭和二十一年七月二十六日(金曜日)午前十時三十分閉
 議

出席委員

- | | | | |
|-----|---------|----|-----------|
| 委員長 | 中島 守利君 | 理事 | 本多 市郎君 |
| 理事 | 大塚 甚之助君 | 理事 | 早稻田 御右二門君 |
| 理事 | 松川 昌藏君 | 理事 | 大原 博夫君 |
| 理事 | 市村 高一君 | 理事 | 丸山 修一郎君 |
| 理事 | 竹谷 頼太郎君 | 理事 | 内海 安吉君 |
| | 岩本 信行君 | | 田邊 護君 |
| | 小野 良次君 | | 織貫 佐兵君 |
| | 松永 佛堂君 | | |

- | | |
|----------|----------|
| 小野 瀧忠兵衛君 | 小池 新太郎君 |
| 新木 清左二門君 | 八坂 善一郎君 |
| 大矢 省三君 | 大澤 善一代一君 |
| 細田 綱吉君 | 宮村 文八君 |
| 武藤 通十郎君 | 宇田 國榮君 |
| 伊藤 實雄君 | 中田 榮太郎君 |
| 増井 慶太郎君 | |

- | | | |
|--------|-------|----------|
| 出席國務大臣 | 内務大臣 | 大 村 清 一君 |
| | 文部大臣 | 中 耕 太 郎君 |
| | 大藏大臣 | 石 橋 湛 山君 |
| 出席政府委員 | 内務事務官 | 郡 祐 一君 |
| | 内務事務官 | 鈴木 俊 一君 |
| | 大藏事務官 | 加 藤 八 郎君 |
| | 農林技官 | 中 尾 勇君 |

○中島委員長 是ヨリ閉會致シマス、前會ニ引續キマシテ
 質疑ヲ許シマス——早稻田君、アテカラ要求ニナリマシ
 タ大臣ハマダ御出席ニナリマセヌガ、内務大臣ガ御出席ニ
 ナツテ居リマスカラ、内務大臣ニ質疑ヲナツテ職キタイ
 以今閣議中デアルサウデスカラ、若シ他ノ大臣ニ質疑ヲス
 ル場合ニ、マダ大臣ガ御出席ニナリマセヌケレバ、他ノ通
 告者ニ許シマシテ、サウシ大臣ノ出席サレタ時ニ御質問

ヲ願ヒタイト思ヒマス

○早稻田委員 前回ニ引續キマシテ、既ニ論議サレタ點ニ
 成ベク觸レナイヤウニ、若シ御尋ネ致シタイト思ヒマス、
 最初ニ地方自治ニ參與スル吏員ノ待遇ニ付テデアリマス、
 市町村吏員ニ存爲テ人材ヲ得ルコトガ自治制ノ發達ニ大キ
 ナ影響ノアルコトハ勿論デアリマスルガ、之ニ對シテ將來
 カ、ソレカラ、本法ノ改正ニ當ツテ若シ町村長ニスルコト
 ニナツテ居リマスルガ、此ノ有給町村長ノ基本給料ト云ツ
 タヤウナモノハ御定メニナルカドウカ、先ツ此ノ一點ヲ伺
 ヒタイトデアリマス

○郡政府委員 町村吏員ノ待遇ヲ物質的方面ト名譽的ナ方
 面ト兩方面カラ議シテ參リマスコトハ、國トシテモ必要ト
 考ヘテ居リマス、隨ヒマシテ町村吏員ノ給料ヲ、或ル程度
 其ノ生活ヲ保障シ得マスヤウニ、十分デハゴザイマセヌ
 ガ、國庫ノ増成等ヲ物質的ニハ致シテ居リマスシ、或ハ全
 額ヲ補給致シマス吏員ノ設置モ一部ニ付キ致シ、ソレカ
 ラ市町村長ニ付キマシテ名譽的待遇ト致シマシテ、勅任或
 ハ委任ノ待遇ニ致シテ參リマシテデアリマス、此ノ恩恵ニ於
 キマシテハ現在モ左様ニ待遇ヲ致スコトヲ適當ト考ヘテ居
 リマスルガ、物質的待遇ニ付キマシテハ、最早國庫ノ俸給
 ノ形ヲ參リマスルヨリモ、一般的ナ財源ヲ付與スル方法ニ

改組ニ付テハ視察團ノ勸告ハ全體トシテ誠實ナリ。行儀
 イタモノト思ハレシ。マツカイサ一「元帥ガチヤント聲明
 シテ居ル。私ハ今マデノ経験上、此ノ「アメリカ」方メノ
 日本警察ニ對スル觀察ト指導方針ハ、極メテ妥當テハナイ
 カト考ヘテ居リマス。是ハ例ヘバ現在ノ大キナ問題トシテ
 警察部長、警察署長モ、苟クモ所謂警察官ガ縣知事ノ任命
 權ノ外ニアル。政府ハ其權權ト云フヤウナコトヲ言ハレテ
 居ルガ、如何ニ具狀シテモ、時ノ大臣ガ立派ナ大村内務大
 臣ノヤウナ方デナケレバ、中々其狀ハ聽カレナイト云フコ
 トハ、過去ノ實績ニ照ラシテ明カデアル。斯様ニ具狀報ニ
 對シテハ「アメリカ」示スヤウニ、日本警察ノ改革ハ不可
 能デアルガカリ「アメリカ」ハ警察機關ハ人民ガ選舉シ、人
 民ニ對シテ責任ヲ持ツ地方當局ガ關與スベキダト主張シテ
 居ル。之ヲ大村内務大臣ガ參考ニシタカモ知レナイガ、少
 クトモ日本警察改革ノ方針ト云フモノヲ採用シテカウツ。
 私ハ「アメリカ」方針、方向ガ全部其ノ儘日本ノ實情ニ副
 フモノダトハ假ニ考ヘテ居ルハナイ、キハリ研究ノ足りナイ
 所ハアルト思ヒマスケレドモ、我々ミタイニ長イ間警察ヲ
 ヒドイ目ニ遭ツテ來タ連中ガ見ルト、此ノヤウナ方法ヲテ
 シテ、日本ノ警察ト云フモノハ誰クナル釋ハナイ、此ノ所
 謂「マツカイサ」ノ聲明ト「アメリカ」ノ日本警察制度
 視察團長ノ斯ク云フ方針ト云フモノニ對シテハ、ドウ云フ

考ヘテ持ツテ居ルカ、只今私ガ申上ケルキウナ、警察機關
 ハ人民ガ選舉スル云々ト云フ重大ナ事項ニ對シテハ内務大
 臣ノ御考ヘテ總キタイト思ヒマス。
 ○大村國務大臣 御手許ニ御覽ニ入レマシク警察制度改革
 試案ノ、二頁ノ三行、四行ニモ書イテ居リマスヤウニ、此
 ノ案ハ廣ク各界ノ批判ト御意向トヲ徵シタイト云フ趣旨ヲ
 凡ソ警察ノ改革ノ問題ト共ノ方法ニ付テ一應ノコトヲ記述
 致シマシテ、其ノ輿論ニ甚キマシテ此ノ試案ヲ完全ナモノ
 ニ致シタイト云フ趣旨ヲ發表致シタイトデアリマス。固
 ヲリ「ヴブレンタイン」氏ノ日本警察ヲ觀察セラレタ結果
 ガ、一部日本ノ新聞ニ出テ居リマシク點々十分參酌ヲ致シ
 テ居リマス、日本ノ警察ガ政府ノ番犬デアツテ、民衆ノ警
 察ハナイト云フヤウナ趣旨ノ將判ハ、是ハ我々トシテ十
 分味ハナケレバナラヌ警告ヲ思フノデアリマス、故ニ此
 ノ改革ノ趣旨ノ第一ノ所ニ、民衆ノ警察ト云フコトニ致シ
 タイト云フ趣旨ヲ、明カニ此ノ試案ノ中ニモ現ハシテ居ル
 次第デアリマス、尙ホ只今御指摘ニナリマシク警察官公選
 ノ問題デアリマスガ、是ハ此ノ改革案ニモ一應ノ考ヘテ居
 申述テ居リマスヤウニ、我々國ノ現狀ハ警察上非常ニ悪
 イ狀況ニアリマスノガ急激ナル改革ニ依リマシテ、混亂ヲ
 招クヤウナコトハ避ケル必要ガアルト云フヤウニ考ヘテ居
 リマス、又今日ノ現行憲法ノ實施中ニ於キマシテハ、警察

官ガ民選ニシテシヤト云フコトモ、是ハ官吏ニスレバ、
 民選ノ中カラ官吏ニスルト云フヤウ云フ方法ハ固ヨリゴザ
 オマスガ、純然タル民選ニスルコトハ出来ニクイ事情モア
 リマス、孰シ是レトモ今後輿論ニ徴シマシテ、十分考ヘ
 テ見ル積リデアリマス、要スルニ茲ニ出テ居リマス所ハ、
 一應ノ考ヘテ方申述マシテ、之ニ對シテ各界カラ忠告ヲ
 御批判ヲ仰ゴデ、ソレニ依ツテ十分考ヘ直シマシテ、サ
 ウシテ出来ルタケ完全テモノヲ得タイ、即チ警察再建ノ上
 ニ於キマシテハ、方法ノ上ニモ民主的ノ研究方法ニ依リマ
 シテ、サウシテ目標ト致シマスル所ハ、新警憲ニ即應シタ
 撥モ日本ノ社會ニ適スル民主警察ヲ再建シヨウト云フ趣旨
 デアリマス、ドウソ其ノ趣旨ヲ御請下サナイマシテ活潑ナ
 ル御批判ト意見トヲ御聞カセ願ヒタイト思フデアリマス。
 ○大澤委員 我ハ是ガ質疑ノ切上ゲマスガ、最後ニ一言申
 上ゲタイハ、只今大村大臣ガ警察制度ノ改革ニ付テハ大
 イニ輿論ヲ聞ク、是ハ非常ニ私モ嬉シト思ヒマス、此ノ
 原案ヲ必ズシテ面執スルト云フ意味デハナイト解釋シマス
 サウ云フ點ニ關シマシテハ、繰返シテ申スマデモアリマセ
 スガ、日本ヲ一番誤ツタモノハ軍閥、官僚政治デアリマス
 其ノ軍閥、官僚ノ前衛トナツテ、人民ヲ壓迫シタノハ警察
 官デアルト云フコトハ、全世界一致シテ輿論デアル、デア
 リマスガ、警察官ノ改造ト云フコトハ徹底的ニ必要デア

ツテ、其ノ意味ガ我々「アメリカ」ノ斯クシテ考ヘ、警察
 機關ハ人民ガ選舉シ、人民ニ對シテ責任ヲ持ツ官吏トスベ
 キデアル、是ハ飽クマデモ正シト考ヘテ居リマスノデ、
 今後之ヲ又條文ニ作ラレル場合ニハ、是等ノ意向ヲ十分反
 映セラレルヤウニ希望致シマス、ソレカラ今日ハ官田總理
 大臣ハ見エナイヤウデスガ、明日見エタ時ニ、吉田大臣ニ
 對スル一、二ノ質問ガアリマスカラ、ソレヲ保留致シテ置
 キマス。
 ○中島委員 次ハ尖尾三郎君一居ラレナイヤウデス
 カラ、竹谷君一ソレデハ松川君一成ベク重複ニ互ラナ
 イヤウニ願ヒマス。
 ○松川委員 簡單ニキリマス、第一ハ選舉權ノ年齢ニ付テ
 御伺ヒ致シタイト思ヒマス、選舉法ニ依リマス、大體選
 舉權ト被選舉權トノ年齢ガ低下致シテ居ルヤウデアリマス
 所ガ此ノ附條制ニ於キマシテハ、知事ノ被選舉權ノ年齢ガ
 三十歳ト云フコトニカウテ居リマスガ、此ノ三十歳ト云フ
 年齢ト云フモノハ、日本ノ選舉法ヲ調べテ見マシテモ何處
 ニモアリマセス、町村長ノ被選舉權ノ資格モ二十五歳デア
 リ、市長ノ被選舉權ノ資格モ二十五歳デアリマスガ、府縣
 知事デアレバ五年延バサナケレバナラスト云フコトノ區別
 ガ如何ナル所カラ出テ來ルカ、成程公選知事ト云フモノハ
 相當律イホ云フ考ヘテ、町村長ヨリ五年延バシタコトデア

リマセウガ、過去ノ法律ハ皆被選舉權ヲ大體三十歳デアリ
 マシタモノヲ、衆議院議員デモ或ハ貴族院議員デモ、全部
 是ハ低下シテ二十五年ニナツテ居リマス、然ルニ日本ノ選
 挙法ニ鑑ミ見マシテ、被選舉權ノ年齢ガ三十歳デアルト云
 フノハ唯此ノ知事ニツデアリマス、斯ウ云ツタヤウナコト
 カラ、或ハ官吏ト云フモノハ俸イモノダ、或ハ官吏ト云フ
 モノハ年ヲ取ラナケレバイケナイノダト云フヤウナ觀念ヲ
 一般ニ植付ケルヤウナ處モアリマス、府縣知事ト市長ト町
 村長、或ハ衆議院議員トノ間ニ、何處ニ年齢上區別ヲ設ケ
 ル必要ガアルカ、大體昔ハ三十歳デアリマシタガ、今度ハ
 府縣知事ガ初メテ公選デアリマスカラ、二十歳ト云フコ
 トニナリマセウガ、或ハ將來ハ其ノ經驗ノ結果二十五歳デ
 モ宜イト云フコトニナルノデハナイカ、二十五歳ノ有能ノ
 知事ガ可ナリナケレバナリマセウ、唯年齢ニ基イテ三十歳
 以上デナケレバ知事ノ適格者ニナレナイト云フコトハ理論
 カラ行キマシテ、選挙法ノ改正ノ趣旨ガ、選挙權並ニ被選
 舉權ノ年齢ヲ低下スルト云フ趣旨カラ申シマシテモ、此ノ
 事ハ相當御考慮ヲ願ハナケレバナラス問題デアルト思フノ
 デアリマス、三十歳デナケレバ府縣知事ノ資格ガタイト云
 フコトニ付テハ的確ナル根據ガ何處ニアルカ、其ノ點ヲ細
 目ト致シタイ

○郡政府委員 仰セノ通り被選舉資格ニ付キマシテハ、素

コ制限ヲ撤廢シテモ宜イノデハナイカト云フ考ヘ方モ成立
 ツノデアリマス、理論的ノ說明モ十分付キ得ルコト思ヒ
 マス、唯一般ニ選舉權ト被選舉權ニ付キマシテ差ヲ設ケテ
 アリマスルノハ、概テ被選舉資格ニ付キマシテハ、選舉致
 シマスヨリモ莫ク其ノ仕事ヲ執行致シマス能力ト云フモノ
 ヲ、年齢ニ依リテ強化シヨウト云フ考ヘ方ガアルノダト思
 フノデアリマス、衆議院、地方議會等ニ付キマシテハ、仰
 セノ通り被選舉資格ヲ三十年トシテアル例ハナイノデアリ
 マスガ、御承知ノヤウニ貴族院ハ三十年ニナツテ居リマス
 ルシ、此ノ度ノ參議院ニ付キマシテモ、衆議院ト被選舉資
 格ニハ差異ガ設ケラレルヤウナコトガ、恐ラク考ヘラレル
 ノデハナカラウカト思フテ居リマス、是ハ將來ノ問題ナ
 デアリマスガ、府縣會議員ト被選舉資格ヲ授ヘマシタノハ
 一方ハ議決機關デアリマシテ、多數ノ合議制ニ依リマシテ
 選出致サレマスルコトデアリ、一方知事ハ獨任制ノ機關デ
 アリマス、隨ヒマシテ其ノ獨任制ノ機關ニ或ル程度ノ經驗
 ト何ト申シマスカ學識其ノ他ヲ要求致シマス際ニ、他ノ標
 準ト云フノデ區別致シマスルコトハ、是ハ適當デナイト考
 ヘマシテ他ノ色々ナ要件モ考ヘラレマスケレドモ、是等ノ
 モノハ何レモ一長一短ノアル要件デアリ、今日適當デナイ
 ト存スルノデアリマス、隨ヒマシテ左様ナ意味合テ、正ト
 シテハ獨任制ノ機關デアルト云フ點ト、議決機關トノ相違

ヲ主ニ取シマシテ、左様ニ年齢ヲ定メテ譯デアリマス。

○松川委員 サウシマス、町村長ト市長及ビ知事ト云フ
 モノハ、キハリ等シク是ハ執行機關ハナイノデアリマス
 カ、此ノ點ニ於キマシテ知事ハ三十歳デナケレバナラナイ
 市長ハ二十五歳デモ宜シイ、或ハ町村長モ二十五歳デモ宜
 シイ、ト云フコトニナツテ居ル、五年ト云フ相違ガアルガ
 内務省ハ然ラバドウ云フ考ヘラ以テ町村長並ニ市長トノ間
 ニ年齢ノ差異ヲ認メタラデアルカ

○郡政府委員 只今ハ府縣ノ中ノ執行機關ト議決機關トノ
 差ニ付テ申シタノデアリマス、市ノ中ニモ經メテ大キイ市
 ガゴザイマス、唯カニ市ノ中ニ於テ府縣ニ匹敵シ、或ハ府
 縣ヲ凌駕スルモノノアルコトヲ認メルノデアリマスガ、大
 體論ト致シマシテ府縣ノ規模、府縣ノ持ツテ居リマスル事
 務ノ性質、ソレカラ管轄區域ノ廣狹、是等ノ點ヲ考ヘマシ
 テ、市町村ニ付テハ特ニ之ヲ引上ゲルト云フコトマデ致ス
 考ヘナイト思ヒマシタケレドモ、府縣知事ニ付キマシテ市
 町村長ト同ジニシテマヒマスルコトハ、府縣團體ノ規模
 カラ申シマシテ適當デナク、又兩者ニ差異ヲ設ケルコトハ
 孰モ現在ノ府縣ト市町村ト云フモノヲ端ニ比較シテ見マ
 ス場合ニ適當デアルノデハナカラウカト考ヘテ居リマス

○松川委員 此ノ問題ハ是レ以上申上ゲルコトハ意見ノ相
 違ニナリマスカラ是ヲ終リマス、其ノ次ノ問題ハ府縣部

八十條ニ關スル問題デアリマスガ、府縣知事ニ對スル不
 信任ノ議決デアリマス、此ノ不信任ノ議決ニ付キマシテハ
 法令ハ議員ノ三分ノ二以上出席シテ、其ノ三分ノ二以上ノ
 同意アルコトヲ要スル、斯ウ云フコトニナツテ居リマス、
 私ハ憲法ノ規定ト對照シマシテ、憲法ニ於キマシテ議會ガ
 内閣ヲ彈劾スル、不信任ヲ出ス場合ニ於テモ、是ハ三分ノ
 二ト云フ規定ハナイノデアリマス、恐ラク民主主義ニ於テ
 ハ多數決デアリマス、一票デモ多ケレバソレハ其ノ議會ノ
 意思ノ反映デアル、三分ノ二ト致シタト云フヤウナ所ニ私
 ハ理解ノ出来ナイ點ガアルノデアリマスガ、而モ單度解散
 シテ最後ノ議會ニ於キマシテモ、三分ノ二以上ノ不信任
 ノ議決ガナケレバ其ノ議案ガ成立シナイト云フコトハ、是
 ハドウ云フ根據ニ基クモノデアリマセウガ、殊ニ今日ノ時
 代ニ於キマシテ、議會ニ於テ三分ノ二以上ノ不信任ヲ受ケ
 ル知事或ハ町村長ト云フヤウナ者ハ、私共ハ殆ド想像シ得
 ナイノデアリマス、餘程極端非道ノ人デナケレバ三分ノ二
 以上ヲ以テ不信任ヲ出スト云フヤウナコトハアリ得ナイ、
 而モ再度ニ互ツテ之ヲキヲケレバ此ノ不信任ノ意識ガ徹
 底シカスト云フヤウナコトハ、私ハ選舉ノ方式カラ考ヘマ
 シテ、或ハ民主主義ノ原則カラ考ヘマシテモ、三分ノ二ト
 カ、四分ノ三トカ、五分ノ四トカ云ツタヤウナ比較的多數
 デナクシテ、或ハ絕對多數ニ近イ不信任ヲ要求スルト云フ

口ばかり多クテ非常ニ苦シイ置トガアリマシテ、此ノ調和ニ色々苦勞ヲ致シタコトガアルノデアリマスガ、是カラ又課税權或ハ起債權ト云フモノガ興ヘラレシム時ニ常ツテ、其ト依ツテノ相違ヲ理ヘテ來ルト思フノデアリマス、之ニ對スル調整ニ付テハ十分ニ御研究ヲセラレテ居リマスカドウカ、御意見ヲ聽キタイノデアリマス

○郡政府委員 御話ノキウニ區ニ自治權ヲ認メマシテモ、行政執行ノ統一性ヲ失フコトハ好マシクナイコトデアリマス、隨ヒマシテ區方課税權ヲ持テマスガ、是ハ地方税法ニ於キマシテ東京都ノ課税權ヲ得ルノ全部、又ハ一部ヲ區稅トシテ課スルコトヲ得ル、其ノ場合ニハ東京都條例ヲ其ノ限度等ニ定メタルコトニ致シテ居リマス、斯様ニ致シマシテ區ニ於テ課スルコトヲ得マスル税目及ビ稅率ニ付キマシテハ、都ノ統一性ヲ一方保タレマシテ、著シイ不均等ノ起ルコトハ防イテ參リタイト思フノデアリマス、尙ホ都制ノ上ニ於キマシテモ、區ノ財政調整上必要ナル交付金ヲ區ニ交付スルコトヲ考ヘマシテ、隨ヒマシテ一方ニハ課税權ニ付キマシテモ、東京都條例ニ依ツテ努メテ統一性ヲ保持シ、更ニ財政調整上必要ナル場合ニハ交付金ヲ交付致シマシテ、其ノ間ノ著シイ不均等ハ防イテ參リタイト思フテ居リマス

○中村(高)委員 此ノ程迄終マシ

○本縣委員代理 是ニ通告ハ全部終了致シマシタ、本日ハ此ノ程既ニ致シマシテ、次會ハ五日午前十時カラ開會シタイト思ヒマス、本日ハ是ヲ以テ散會致シマス

午後三時二十分散會

(第十回)

昭和二十一年八月五日(月曜日)午前十時三十九分開議

出席委員

- | | |
|--------------|-----------|
| 委員長 中島 守利君 | 理事 本多 市郎君 |
| 理事 大塚 甚之助君 | 理事 本間 俊一君 |
| 理事 松川 昌藏君 | 理事 中村 高一君 |
| 理事 早稲田 柳右工門君 | |
| 理事 大原 博次君 | |
| 岩本 信行君 | 内海 定吉君 |
| 小野 眞次君 | 淵田 長一郎君 |
| 細田 忠治郎君 | 齋賀 佐良君 |
| 小野 源忠兵衛君 | 小池 新太郎君 |
| 佐伯 忠義君 | 青木 清左門君 |
| 八坂 善一郎君 | 大澤 善代一君 |
| 堀 隆君 | 岡田 春夫君 |
| 高村 又八君 | 尖尾 善三郎君 |
| 原 國雄君 | 駒井 藏平君 |

伊 賀 縣 政

- 出席團務大臣 内務大臣 大 村 清 一君
- 出席政府委員 内務事務官 都 祐 一君
- 内務事務官 鈴木 俊 一君

○中島委員長 是ヨリ開會致シマス、本日ハ府縣制の一部を改正する法律案、此ノ逐條ニ互ニ質疑ニ入リタイト思ヒマス、便宜上各章ニ互ツテ區切リタイト思ヒマスカラ第一章ヲ議題ニ致シマス、第一款ハ通則、第二款府縣及其ノ區域、第三款府縣住民及其ノ權利義務、第四款府縣條例及府縣規則、以上ヲ議題ニシマシテ質疑ヲ許シマス、第二章ニ對シテハ御質疑ハアリマセスカトテ質疑ヲキモント認メマス、第二章府縣會、第一款組織及選舉、第二款職務權限及處務規程、以上議題ニ供シマス

○小野(眞)委員 府縣會議員ノ選舉區ノ問題デスガ、度々論議意見分出マシクヤウニ、選舉區ヲキハリ地方事務所長又ハ支廳長管轄區域ノ單位ヲタク、元ノ郡ノ區域ニ依ツテヤルト云フコトニシタラドウカト思ヒマス

○郡政府委員 現在地方事務所ノ區域ト申シマスノガ、其ノ區域ヲ定メマス重要ノ基準トシテハ、郡ト云フモノヲ常ニ強ク念頭ニ置イテ居ル譯デアリマス、唯郡ト申シマスモノガ、其ノ後ノ郡役所ガ廢止カレマシタ後ノ色々ヲ考慮ニ

依リマシテ、可ナリニ區域ニ大小雜多ヲ傾向ヲ帶ビテ居リマスルシ、又府縣ノ實際ノ行政運営ノ單位トシテ、適當ナ中間區域ト云フモノガ必要ニナツテ參ルノデアリマス、地方事務所ソレ自身ノ性格ナリ選舉ニ付テハ、色々ト論ガアルノデアリマスガ、府縣ノ行政ノ一ツノ單位トシテ、郡ガ必ズシモ總テノ場合ニ適當タト云フコトガ申セナイ状態ニアル、隨テ中間ノ區域ト致シマシテ一ツノ區域ヲ持テ、ソレガ地方事務所ノ管轄區域デアリマス、隨テ假ニ地方事務所ト云フモノヲ離レテ考ヘテ見マシテモ、アノ現在ノ管轄區域ノ程度ガ行政單位トシテハ適當ナンデヤナイカラウカ、斯ク云フ考ヘ、ソレガ基ニナリマシテ選舉區トナレテ居ルト云フ工合ニ御考ヘ戴キタイト思ヒマス

○内海委員 府縣ノ選舉區ニ付テハ、只今小野君ノ修正意見ノ如ク賛成デアリマス、大體地方事務所ノ制度ト云フモノハ、此ノ間モ社會黨ノ議員ノ方カラ御質問ガアリマシタ如ク、昭和十七年ノ六月十九日、戰時申ノ最中ニ出來タ制度デアリマシテ、戰爭ノ推移ニ伴フ、地方行政ノ現狀ト其ノ趣同ニ鑑ミ國政優遇ノ徹底ト云フコトガアリマス、新ウ云ツタヤウニ總動員計畫ト相違ンデ出來タ所ノ制度デアリマス、正ニ是ヨリ民主主義平和國家ヲ建設シヨウト云フ途上ニ於キマシテハ、斯カル動機ニ依ツテ出來マシタ所ノ制度ト云フモノハ、範圍サツバリト清算サレマシテ、元ノ

幕下、府縣會乃至參事會ノ仕幕トガ、非常ニ重機ニテ居ル
ヤウナ風ニモ感ラレマスガ、實際ニ於テハ重機スル點ガ
ナイノデスカ、其ノ點一ツ伺ヒタイ

○鈴木(俊)政府委員、府縣ノ事務ノ監督ニ關シヤシテ、今
回新タニ監査委員ヲ設ケテ譯デアリマスガ、監査委員ハ府
縣知事ノ身分ノ監督ヲ受ケマシテ、府縣ノ事業ノ管理、事
務ノ執行等ニ付キマシテ、如何ニスレバ最モ能ク管理
ガ出來ルカ、如何ニスレバ最モ公正ナル事務ノ執行ガ出來
ルカト云フコトヲ、監査スルコトヲ任務ト致シテ居ル譯デ
アリマス。一方府縣參事會ニ於キマシテハ、勿論府縣會ノ
所謂副議長機關ト致シヤシテ、府縣ノ事務ノ執行、事業ノ
管理等ニ付キマシテモ關係致シマスルガ、府縣參事會自身
ニ關シヤシテハ、時ニ時納ノ線在トカ、カウ云フヤウナ權
限ハ法律上今マデモ認メテ居リマセヌ、唯昭和十八年以前
ノ改正ニ於キマシテハ、府縣參事會ガ實地ニ出納檢査ヲス
ルト云フ權能ガアツタゾアリマスガ、十八年以後ニ於キ
マシテハカウ云フ權能ハナクナリマシタ、今回其ノ代リニ
監査委員ト云フモノヲ設ケマシテ、府縣ノ事務ノ監督ニ選
任ナキテ期シテ譯デアリマス、又一方府縣會ニ付キマシテ
ハ、從來カウ云フ意味ノ監査、出納檢査ト云フヤウナ權限
ヲ認メテ居リマセナカッタゾアリマスガ、今回新タニ市
會等ト同様ニ、カウ云フ出納ノ監査權ナドヲ認メマシテ、

府縣會ニ於キマシテ必要ナル報告書類等ヲ徴シテ監督ヲ行
フト云フコトヲ認メタゾアリマス、併シ此ノ府縣會ノ事
務ノ監督權ト、監査委員ノ行ヒマス監督權ト云フモノハ、
ヤハリ立場ガ違フノデアリマシテ、府縣會ノ行ヒマス監督
ト云フノハ、飽クマデモ府縣ノ行政執行面ニ對スル監督機
關、違反ノ監督ト云フ立場カラ之ヲ行フノデアリマス、併
シ監査委員ノ方ハ、飽クマデモ府縣知事ノ事務的監督權ニ
於キマシテ、如何ニスレバ最モ能ク執行ガ出來ルカト云フ
コトヲ根本トシテ任務ヲ致スノデアリマス、自ラ此ノ立場
ハ違フト思フノデアリマス

○大澤委員、モウ一ツ伺ツテ置キマスガ、第七十四條ニ、
年齢三十一年以上ノ者ハ府縣知事ノ被選舉權ヲ有スデスネ、
今マデチヨイノ此ノ委員會テモ政府ノ諸君カラ御伺ヒシ
テ居リマシタガ、ドウシテモ三十以上ヲナケレバチラスト
云フ點ガヒツタリ我々ニ來タイノデアリマスハ、社會黨トシ
テドウシテモ二十五以上ガ至當ナルト云フ風ニ考ヘテ
居ルノデアリマスガ、三十以上ノ者ヲナケレバ知事ノ被選
舉權ガナイノダ、又其ノ方ガ正シイノダト云フヤウナ具體
的ノ見解ヲモウ一度伺ヒテ致シタイト思ヒマス

○鈴木(俊)政府委員、選舉權ニ較ベマシテ被選舉權ノ年齡
ヲ如何様ニ定メマスカト云フコトハ、是非非常ニ論アル
コトデアリマス、選舉權ノ方ガ人ヲ選ブダケノ行爲デアル

カラ、隨テ此ノ方ハ寧ロ年齢等ハ低クテ宜シイ、併シナガ
ラ選バレル者ハ寧ニ選バレルダケデハナクシテ、更ニ選バ
レタ後ニ於テ、國政ナリ地方自治ニ參與スルモノデアルカ
ラ、ヨリ多ク經驗ヲ必要トスルト云フヤウナ見地カラ、選
舉權ヨリモ被選舉權ノ年齢ヲ高メルト云フコトガ、ヤハリ理
論的ノ一ツノ歸結トラウト云フノデアリマス、之ニ對シテ
一方角クモ人ヲ選ブダケノ能力ヲ持ツテ居ルチラバ、即チ
二十歳程度ノ者ニカウ云フ能力ガ認メラレルチラバ、之ヲ
選バレル人ニ付テモ其ノ程度ノ條件ヲ宜イデハナイカ、殊
ニ衆望ガ歸一シタラアルカラ、寧ロ年齢ノ制限チント云
フモノハ、全然取外シテモ宜イデハナイカト云フ論ガアラ
ウト思フノデアリマス、此ノ一ツノ論ト云フモノハ從來カ
ラズトゴザイマシテ、色々各國ノ法制ヲ見マシテモ、又
我が國ノ選舉等ヲ見マシテモ色々アルト云フノデアリマ
ス、大體我が國ノ法制ノ建前テハ、選舉權ヨリモ被選舉權
ヲ重視スルト云フ傾向ニテツテ來テ居ルヤウデアリマス、
樞密院ガ、例ヘバ四十以上ノ者ヲナケレバ樞密院顧問官ニナ
レナイ、或ハ貴族院議員ハ三十歳以上ヲナケレバチレナイ
ト云ツタキウチテ法制ハ、ヤハリカウ云フ點ヲ顧慮シテ居ル
ノデハナイカト考ヘルノデアリマス、府縣知事ハ所謂議決
機關ヲ構成シマス者ト違ヒマシテ、當時ヤハリ其ノ任ニア
リマシテ、百歳ノ行政ノ執行ニ當ル者デアリマスカラ、ソ

ニ相當ノ經驗ヲ必要トスルコトハ當然ノ歸結テハナイダ
ラウカ、折樣ニ考ヘタノデアリマス、市町村ニ付キマシテ
モ同様チ點ハアルト思ヒマスガ、何ト申シマシテモ府縣ト
市町村トハ、側面ノ取扱ヒマス事務ノ分量カラ申シマシテ
モ、性質カラ申シマシテモ、比較ニチラモ重要性ヲ持ツテ
居ル譯デアリマスカラ、特ニ府縣ノ場合ニ於キマシテハ、
府縣知事ノ被選舉權ヲ三十歳ト云フコトニ致シタラデアリ
マス、尤モ選舉權、被選舉權ノ年齢ト云フモノヲ同一ニ見
テ參リマシタ、例ヘバ「ソビエト、ロシア」ノ如キニ於キ
マシテモ、隨カ選舉權ハ二十歳デアリマシテ、被選舉權モ
同様二十歳ヲ取ツテ居ツタラデアリマスガ、尙ホ更ニ昨年
引上ゲマシテ二十三歳ニ致シテ居ルヤウデアリマス、折樣
チコトハヤハリ自ラ被選舉權ノ方ニ或ル程度ノ重イ條件ヲ
置クト云フコトガ、理論的ニモ實際的ニモ一ツ考ヘラレル
コトデハナイカ、折樣ニ考ヘルノデアリマス、左様チ見地
カラ特ニ府縣知事ニ付キマシテハ、三十歳ト云フコトニ致
シタ次第デアリマス

○大澤委員、御説明ノ要旨ハ能ク分リマスガ、併シドウシ
テモ私ハ折リ思フノデス、被選舉權ガ或ル程度年齢ヲ餘計
見テ之ヲ任用スルコトハ正シイト思ヒマス、ケレドモ衆議
院ガ例ヘバ二十五年以上、時ニ知事ノ場合ガ三十年以上ヲ
ナケレバチラスト云フコトハ、ドウモ納得シ難キル、色々

御説明アリマシタガ、特ニ日本ニ於テハ只今御話ガアリ
マシタヤウニ、長イ間樞密院トカ、貴族院トカ、色キ
年齡閣下申シモスガ、特ニ年齡ノ多イ者ヲ尊重シ過キル、
猶ノ曠職デハナイガ、下リモ年ノ多イ者ヲ尊重シ過キルト
云フモトガ、日本ノ民主政治ヲ阻碍シタルノ大キナ原因
ニナツテ居ルト云フ、亦ウ云フ意味テ私ハ衆議院ガ二十五
年以上デアルオラバ、府縣知事ガ三十年デテケレバナラス
ト云フコトハ、下リシテ私ハ納得シ兼ネルノデスガ、此
ノ點ハドウ云フヤウニナツテ居ルデモウカ
○鈴木俊政府委員 只今臨時法制調査會等ニ於テ參議院
ノ構成ガ問題ニナツテ居リマスガ、參議院ハヤハリ兩院制
ノ建前カラ、衆議院ヨリハヨリ多ク年齡其ノ他ノ要件ニ於
テ懸念セル、經驗ニ富メル者ヲ選アベキデハナイカト云フ
ヤウナ論ガ強クアリマシテ、例ヘバ年齡等モ選舉權、被選
權共ニ二十歳位之上デテラドウカト云フヤウナ論モア
ルノデアリマス、是等ハヤハリ總テノ國政參與ノ年齡の基
準ト云フモノヲ一律ニ考ヘマセズテ、キハリソレトハノ權
限ノ特質ナリ性格ニ應ジテ、適宜ニ定メテ行クコトガ適當
デハナイダラウカト考ヘラレル理論ノ反映ダト思フンデア
リマシテ、府縣知事ニ付キマシテモ、少クトモ只今官吏ノ
儘ニシテ置キマシテ、非常ニ嚴厲ナル國家行政ヲ全部員ガ
リ、同時ニ又自治體ノ長トシテ任務ヲ全部處理シテ行クコト

云フ職責カラ申シマス、ヤハリ三十歳位ニシテ置クノガ
適當デハナイダラウカト、新條ニ考ヘテ譯テアリマス
○宮村委員 第八十四條ニ「府縣會ニ於テ府縣知事不信任
ノ議決ヲ爲シタルトキハ府縣知事ハ内務大臣ニ對シテ府縣會
ノ解散ヲ請求スルコトヲ得」ト解散後初メテ招集セラレタ
ル府縣會ニ於テ再々府縣知事不信任ノ議決ヲ爲シタルトキ
ハ府縣知事ハ解任スルコトヲ要ス」ト云フコトニナツテ居
リマスガ、若シ此ノ場合ニ解任ヲセズシテ、原案執行ヲス
ルト云フコトニナレバ、是ハドレナ風ニナリマスガ
○鈴木俊政府委員 不信任議決ト各種ノ原案執行權ト云
フノハ、理論的ニ申シマスニ適合スル場合ガアルト思ヒマ
スガ、多クノ場合ハヤハリ不信任議決ト、原案執行ニナル
ヤウナ議決ヲスル場合トハ違フンデハナイカト思ヒマス、
不信任議決ハ別ニソコニ選法デアリマストカ、權限ヲ超シ
テ居ルトカ、或ハ公益ヲ害スルトカ、或ハ豫算上執行シ難
イトカ云フヤウナコトガナクテ、而モ府縣知事ノ行フ政策
ガ適當デナイ、ソレ故ニ之ニ對シテ不信任ノ議決ヲスル、
斯ウ云フノガ不信任議決デアラウト思フンデアリマス、一
方原案執行ノ方ハ、今申シマシタヤウナ色モ選法トカ、
公益ヲ害スルトカ、收支執行シ難イトカ云フヤウナ事情ガ
アリマス場合ニ行フモノデアリマス、隨テ偶々例ヘバ豫算
ノ收支上執行シ難イトカ云フヤウナ議決ヲシテ居リマシ

テ、更ニ其ノ上ニ不信任議決モシタト云フヤウナ場合ニ
ハ、御話ノヤウナ場合ガ起ルカトモ思ヒマスケレドモ、併
シ左様ナコトハ先ツナイゾハナイカ、ドウラカテ、大抵
政治上ノ問題トシテハ解決スルノデハナイカト思フンデア
リマス、例ヘバ收支執行シ難イヤウナ議決ヲシテ居ルト云
フコトハ、即チソレニ依ツテ事實上不信任ヲ表明スルコト
デアリマスカラ、知事トシテハ自分ノ進退ニ付テ考ヘテケ
レバナラス、一方ハツキリト三分ノ二以上ヲ以テ不信任議
決ヲスルト云フヤウナ場合ニ、總モ小手先ノ變ヲ使ツテ、
收支執行シ難イヤウナ議決ヲ更ニヤルト云フヤウナコトハ
ナイダラウト思ヒマス、隨ヒマシテ兩方適合スルト云フコ
トハ、理論的ニ見モ角ト致シマシテ、實際上ハアリ得ナ
イコトデハナイカト新條ニ考ヘテ居リマス
○宮村委員 斯ウ云フコトハ得テシテ今日マデハ隨分行ハ
レテ來テ居ルノデアリマスガ、サウ云フコトノナイヤウニ
明確ニシテ置イテ載キタイト思ヒマス
○郡政府委員 不信任議決ト申シマス、モソハ其ノ人間ガ
職ニ留マツテ居テハ困ルト云フコトデ不信任議決ヲスルノ
デアリマス、サウシテ再度不信任議決ヲ致シマシタテラ
バ、法律上當然解任致スノデアリマス、若シ其ノ場合ニ不
信任議決ヲ再度シテ居リテガ、尙且ツ職ニ留マツテ、
サウシテ思フ通りノコトヲヤラセルカト云フ御心配デアリ

マスナラバ、法律上所謂原案執行ニ付キマシテハ、先程行
政課長ガ申シテ通りデアリマスシ、職ニ留マリマシテ尙且
ツ自分ノ思フヤウナコトヲ行掛ケノ感覺ニシハセヌカト云
フコトニナリマスレバ、法律上辭任スルコトヲ要スルコト
ヲ明瞭ニ規定致シテ居リマシテ、之ニ對シテハ重大ナル政
治德義上ノ問題デアリマスカラ、行掛ケノ感覺ト云フヤウ
ナコトガ起ラスヤウニ、輿論ノ監視ト云フモノニ依ツテ十
分ニ付テモ制裁ガ出來ルモノト思フツテ居リマス
○宮村委員 是トハ別ニ尙ホ何カ制裁ガアリマスガ
○郡政府委員 知事ノ身分ガナクオリマスコトハ第八十四
條ヲ規定シテ居リマス、若シ在官中ニ不信任ノ議決ヲ致シ
タ場合ニ付キマシテハ、官吏ノ身分ノ繼續シテ居ル間ノコ
トデアリマスカラ、專断ニ依ツテハ文官懲戒令ガ働クモノ
ト考ヘテ居リマス
○小野眞委員 第七十四條ノ八、知事候補者ノ供託金ノ
金額ノ問題デアリマスガ、供託制度ヲ設ケテ精神カラ考ヘ
マシテ、京費今日ノ物價カラ考ヘテ、此ノ二千圓ト云フ金
額ハ供託金ノ存在ノ價值ガナイト思フンデスガ、ドウデス
カ、今百年一日ノ如クヤハリ二千圓ト決メラレテ精神ガ何
處ニアルカ、御説明ヲ願ヒタイ
○郡政府委員 物的擔保ガ餘リ意味ヲ持ツテ居リマセヌコ
トハ是ハ是認セザルヲ得スト思ヒマス、且ツ現金又ハ國債

テ、其ノ時ニ適當ナ方法ヲ新レバ、町村會議員モ榮支ヘナイ
譯テアリマスカラ、議員カラ選出スルト云フコトモ差支ヘ
ナイト云フ程度ニ規定ヲ持ヘテ置ク方ガ、融通ガ付イテ效
果的ナナイカト思ヒマスガ、ドウデアリマスガ

○**郡政府委員** 現在運用致シテ居リマスル委員制ガ、御指
摘ノオウエ工合ヲ動イテ居ルノデアリマスガ、現實ニ今マ
デノ委員ヨリハ、モツト仕事ノ分量ガ多ク監査委員ニ働イ
テ貰フト致シマスルト、ソレハ會テ町村會議員トシテ經驗
ヲ持ツテ居シタト云フコトヨリモ、モウ少し現在ノ町村行
政ニ密着シタ人物ヲ選ブ方ガヨリ適切デアラウ、併シ多ク
ノ粗ヒト申シマスコトハ、御話ノ中ニモゴザイマシタヤウ
ニ、寧ろ學識經驗的ナモノニツノ粗ヒガアルト云フコト
ハ言ヘルガデラウト思フテ居リマス

○**小野眞委員** ソレカラ先ハ意見ノ相違ヲゴザイマスカ
ラ、其ノ程度ニ致シマス

其ノ次ハ是ハ改正案ニナイノデスガ、現行法ノ第七十開
條ノ但書以下、是ハ府縣制ノ場合先程ボナタカラカ申サレ
マシタヤウニ「特別事由アリ、認ムルトキハ町村長ハ議決
ニ付テハ之ヲ再議ニ付セズシテ直ニ府縣知事ノ裁決ヲ請フ
コトヲ得」ト、私ハ是ハ恣意的ナ、獨裁的ニ過ギル案
ダト思ヒマスガ、是モ修正スル必要ガアルノデハナイカト
思ヒマス、是等ニ付キマシテハ、府縣制ノ場合ニ相當會議

ガ議サレテ居リマスデ、唯オウシテ意見ヲ持ツテ居ルト
云フコトダケラ此處ニ申上テ置キマス

ソレカラ第七十二條ノニデスガ、是ハ文字ノ問題ヲ私ハ
分ラナイノデスガ、第七十二條ノニ「町村會議員ノ選舉
權ヲ有スル者ノ總數ノ五十分ノ一以上ノ連署ヲ以テ其ノ代
表者ヨリ町村長ニ對シ町村條例、又ハ町村會ノ議決ヲ選ベ
キ町村規則ノ制定ノ請求アリタルトキハ町村長ハ二十日以
内ニ町村會ヲ招集シ意見ヲ附シテ之ニ原案ヲ付議スベシ」
原案ガ問題デアリマス、其ノ次ノ前項ノ場合ニ於テハ町村
長ハ原案ノ趣旨ニ反セズト認ムル範圍内ニ於テ之ヲ修正シ
テ町村會ニ付議スルコトヲ得」ト云フモノモ原案トアリマス、
其ノ次ニ「町村長ハ町村會ノ選求アルトキハ第一項ノ代表
者又ハ其ノ代理者ヲシテ會議ニ出席シ原案ノ説明ヲ爲サシ
ムルコトヲ得」トアリマスガ、此ノ原案ト云フモノハ何人
ガ持ヘタ文書ヲ原案ト云フノカ、諾リ五十分ノ一ノ人ガ持
ツテ來タ案、其ノモノガ直テニ原案ヲナスノデアルカ、私
ハ町村會ニ出ス原案ト云フモノハ、町村長ガ持ヘタモノヲ
以テ原案ト考ヘテ居ツタノデゴザイマスガ、原案ノ趣旨ニ
反スルト云フ、同シ文章ノ中ニ此ノ原案ガアル所ヲ見マス
ト、五十分ノ一ノ人ガ要求スル爲ニ持ツテ來タ文書其ノモ
ノガ、即町村會ノ原案ヲナスヤウニ解釋出來ルノデアリ
マスガ、ドウ解釋スルノデスガ

* 33ページ以降は第2巻に続く

改正地方制度資料 第1巻

発行 2011年9月25日 初版第1刷

発行者 高野義夫

発行者 株式会社 日本図書センター

〒112-0012 東京都文京区大塚 3-8-2

電話 営業部 03(3947)9387 出版部 03(3946)6448

http://www.nihontoshu.co.jp

印刷所 株式会社 栄光

製本所 東和製本株式会社

ISBN978-4-284-50236-1 C3331 (第1回配本・全7巻)

ISBN978-4-284-50236-8 C3331 (第1巻)

2011 Printed in Japan